

II 平成21年度に講じた主な連携施策

平成21年度に講じた連携施策一覧

防犯

○防犯性能の高い建物物品の開発・普及

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物部品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表。

【平成21年度末時点】掲載品目総数：計17種類3,988品目

<警察庁、経済産業省、国土交通省>

(関連HP) <http://www.cp-bohan.jp/>

○共同住宅に係る防犯対策

「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を促進。<警察庁、国土交通省>

○防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理

「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の周知を図り、防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理を促進。

<警察庁、国土交通省>

(関連HP) <http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/bohan.htm>

環境

○住宅エコポイント制度の創設

エコ住宅の新築や、エコリフォームに対し、様々な商品・サービスに交換可能なポイントを発行することにより、環境対応住宅の普及を促進。

【平成22年3月末時点の実施状況】

住宅エコポイントの申請：3,690件

住宅エコポイントの発行：347件（16,279,000ポイント）

【平成22年5月末時点の実施状況】

住宅エコポイントの申請：42,131件

住宅エコポイントの発行：22,279件（1,548,719,000ポイント）

<経済産業省、環境省、国土交通省>

○建設リサイクル法に関するパトロールの実施

建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の適正な実施に関し、全国一斉パトロール等を実施。

【平成21年度】全国一斉パトロール実施回数：2回（5月、10月）

<国土交通省、環境省>

○学校エコ改修と環境教育事業

学校エコ改修と環境教育事業により、地方公共団体による学校施設におけるCO₂排出削減のための改修等のハード整備とそれを活用した環境教育等のソフト事業の一体的実施を促進。【平成21年度末時点】モデル校認定：20校 <文部科学省、環境省>

(関連HP) <http://www.ecoflow.go.jp>

○木のまち・木のいえ推進フォーラムによる国民意識の醸成

住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けて、産学官が結集して行う「木のまち・木のいえ推進フォーラム」の活動として全国6箇所で「木のまち・木のいえリレーフォーラム」を開催するとともに、ホームページを活用したフォーラムの情報発信等による普及活動を実施。

<農林水産省、国土交通省>

防災

○津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充

津波・高潮危機管理対策緊急事業により、危機管理対応の充実を図るよう、観測施設や観測データを収集・処理・伝達するシステムの整備を行うとともに、局所的な堤防等未整備箇所において堤防等を整備し連続性の確保を図ること等により、津波・高潮発生時における人命の優先的な防護を推進。

<農林水産省、国土交通省>

まちづくり

○人優先の安全・安心な歩行空間の整備

市街地において、人優先の安全・安心な歩行空間を形成するため、あんしん歩行エリアを指定し、信号機、横断歩道や歩道等の整備を推進。

【平成21年度末時点】あんしん歩行エリア指定地区数：582地区

<警察庁、国土交通省>

高齢者・障害者等

○高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与の促進

公営住宅を活用した認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護事業及び共同生活援助事業等により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。【平成20年度末時点】公営住宅の活用戸数：705戸

<厚生労働省、国土交通省>

○あんしん賃貸支援事業

高齢者等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）を登録し、当該物件の情報提供や居住支援等を行う「あんしん賃貸支援事業」により、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援。

【平成21年度】事業実施自治体数：34団体

<厚生労働省、国土交通省>

(関連HP) http://www.anshin-chintai.jp/anshin/about_anshin.html

○離職者の居住の安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用

離職退去者の居住の安定確保に向け、若年単身者等本来の入居対象者以外の者に利用させる場合の手続きの簡素化を通じ、地方自治体が供給する公営住宅等の空き家を活用。

また、離職退去者が活用可能な公的賃貸住宅に関する情報がハローワークにおいて共有され、ワンストップサービス機能が強化されるよう措置するとともに、都道府県住宅担当部局に対し、都道府県労働部局及びハローワークとの連携強化に関し特段の配慮を要請するなど、住宅施策と雇用施策との連携を強化。

更に、民間賃貸住宅に入居する者の未払い家賃等の債務を高齢者居住支援センターが保証する家賃債務保証制度の対象に「離職者」を追加。

【平成22年3月19日時点】公的賃貸住宅入居決定戸数：3,310戸

【平成22年5月14日時点】公的賃貸住宅入居決定戸数：3,397戸

<厚生労働省、国土交通省>

○シルバーハウジング・プロジェクト

高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行うシルバーハウジング・プロジェクトを促進。

【平成21年度末時点】累積管理開始戸数 869団地（23,298戸）

<厚生労働省、国土交通省>

(関連HP) http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_02_05.html

○安心住空間創出プロジェクト

高齢者等ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公営住宅団地やUR都市機構賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備し、良好な居住環境の整備を推進。

<厚生労働省、国土交通省>

全般

○住教育の推進

学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」（平成20年3月策定）に関し、ホームページへの掲載等を通じ、教育現場への普及を促進。

<文部科学省、国土交通省>

(関連HP) <http://www.sumai-info.jp/jukyouiku/index.html>

○建材・住宅設備産業取引ガイドライン

「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」（平成20年3月28日策定）について、対処すべき課題や取るべき対応を明らかにし、改定に関する検討を実施。また、「生コンクリート製造産業に関する取引ガイドライン」についても、策定に向けた検討を新たに実施。

<経済産業省、国土交通省、公正取引委員会>

(関連HP) <http://www.meti.go.jp/press/20080328006/20080328006.html>

基本的な施策2（警察庁、経済産業省、国土交通省）

防犯性能の高い建物物品の開発・普及

<経緯>

- H14. 11：「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の設置
警察庁、国土交通省、経済産業省+建物部品関連団体等
防犯性能基準を策定し、侵入までに「5分」以上を要するなど一定の防犯性能を備えた部品（ガラス、錠、ドア、サッシ、ウインドウフィルム等）を開発
- H16. 4：「防犯性能の高い建物部品目録」公表開始 (<http://www.cp-bohan.jp/>)
- H16. 5：部品の普及を図るため、共通標章（CPマーク）を制定
- H22. 3：17種類・3,988品目

防犯性能の高い建物部品目録掲載数

	種類	掲載数	
		H16.4.1	H22.3.29
1	ドア（A種）	389	851
2	ドア（B種）	511	629
3	ガラストドア	37	83
	低層住宅用	51	57
4	上部下部内蔵	30	59
	ドア	5	20
5	引戸	19	72
6	ガラス引戸（自動を含む）	—	71
7	錠	69	123
	電気錠	—	17
	1ドア2ロックセット	9	14
	シリンドラー	25	48
	サムターン	14	36
8	サッシ	140	292
	引き形式（低層住宅用）	198	295
	開き形式（低層住宅用）	135	328
	開き形式（ビル用）	211	245
	折りたたみ形式（低層住宅用）	—	45
	折りたたみ形式（ビル用）	—	18
	上部下部内蔵式	69	121
9	ガラス	51	127
10	ウインドウフィルム	20	25
11	雨戸	11	16
	2分仕様	9	—
12	面格子	67	173
13	窓シャッター	56	83
	2分仕様	33	—
14	重量シャッター	20	20
	特に防犯性能の高い重量シャッター	11	8
15	軽量シャッター	51	59
16	オーバーヘッドドア	—	9
17	シャッター用スイッチボックス	40	44



（関連ホームページ）
防犯性能の高い建物物品の開発・普及
<http://www.cp-bohan.jp/>

基本的な施策5（経済産業省、環境省、国土交通省）

住宅エコポイント制度の創設

1. 目的

エコ住宅の新築や、エコリフォームに対し、様々な商品・サービスに交換可能なポイントを発行することにより、環境対応住宅の普及を促進することを目的とする。

2. 概要

(1) ポイントの発行対象

- ①エコ住宅の新築（平成21年12月8日～平成22年12月31日に建築着工したもので平成22年1月28日以降に工事が完了したもの）
・省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
・省エネ基準（平成11年基準）を満たす木造住宅

- ②エコリフォーム（平成22年1月1日～平成22年12月31日に工事着手したもので平成22年1月28日以降に工事が完了したもの）
・窓の断熱改修（内窓の設置、外窓の交換、ガラス交換）
・外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
※これらに併せて、バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張）を行う場合、ポイントを加算

(2) 発行ポイント数

- ①エコ住宅の新築：1戸あたり300,000ポイント
②エコリフォーム（1戸あたり300,000ポイントを限度とする。）

内窓設置 外窓交換	大(2.8m ² 以上) 18,000ポイント	中(1.6m ² 以上2.8m ² 未満) 12,000ポイント	小(0.2m ² 以上1.6m ² 未満) 7,000ポイント
ガラス交換 (ガラスごと)	大(1.4m ² 以上) 7,000ポイント	中(0.8m ² 以上1.4m ² 未満) 4,000ポイント	小(0.1m ² 以上0.8m ² 未満) 2,000ポイント
外壁、屋根・天井、 床の断熱改修	外壁 100,000ポイント	屋根・天井 30,000ポイント	床 50,000ポイント
バリアフリー改修 (50,000ポイントを限度とします)	手すりの設置 5,000ポイント	段差解消 5,000ポイント	廊下幅等の拡張 25,000ポイント

(3) ポイントの交換対象

- ・省エネ・環境配慮商品等、地域産品、商品券・プリペイドカード、環境寄附
・エコ住宅の新築又はエコリフォームを行う工事施工者が追加的に実施する工事 等

木のまち・木のいえ推進フォーラムによる国民意識の醸成

1. 目的

我が国においては利用可能な森林資源が充実期を迎えており、持続可能な森林経営に留意した木材利用の促進が必要である。

また、木造住宅・建築物の建設振興は、大工・工務店、林業・木材産業など地場の幅広い産業の振興や、地域の活性化に資することになる。

このため、産学官の結集により住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を展開することを目的として「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立した。

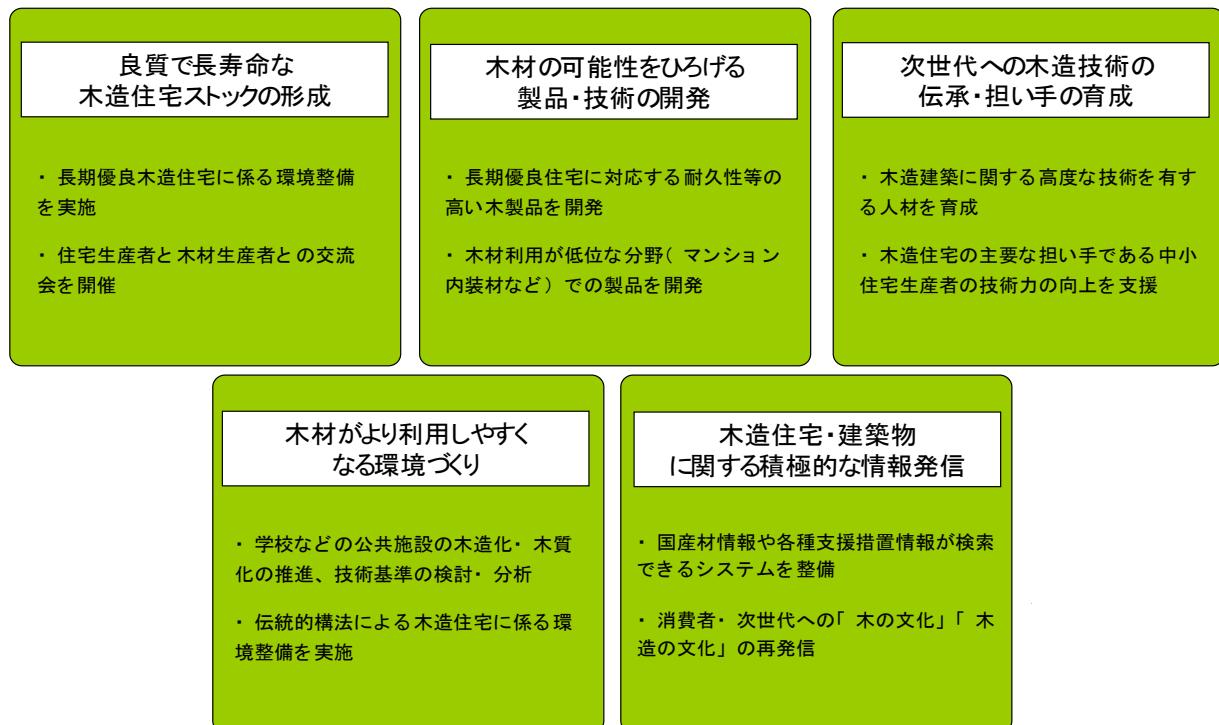
2. 概要

国土交通省と農林水産省が主導し、関係する産学官の結集による「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立し、関係業界・学会・行政が一体となって、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組みを実施。

【リレーフォーラム開催実績】

平成21年	3月28日	第1回木のまち・木のいえリレーフォーラムin新木場
	8月22日	第2回木のまち・木のいえリレーフォーラムin鹿沼
	10月3日	第3回木のまち・木のいえリレーフォーラムinみやぎ
	12月12日	第4回木のまち・木のいえリレーフォーラムin東京
平成22年	1月30日	第5回木のまち・木のいえリレーフォーラムin松本
	2月20日	第6回木のまち・木のいえリレーフォーラムin西条

フォーラムによる 木材利用の促進 木造住宅・建築の普及 のための5つのアクション



津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充

1. 目的

近年、低気圧による激しい高波等により、甚大な被害が発生し、越波からの人命・資産の防護が喫緊の課題となっている。また、地球温暖化に伴う気候変化による海面水位の上昇、台風の激化等により、高潮災害等の災害リスクの増大が懸念されている。

このため、危機管理対応の充実を図るよう、観測施設や観測データを収集・処理・伝達するシステムの整備を行うとともに、局所的な堤防等未整備箇所において堤防等を整備し連続性の確保を図ること等により、津波・高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。

2. 内容

一連の防護区域を有する海岸において、以下の対策を総合的に実施する。

- ① 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
- ② 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
- ③ 津波・高潮ハザードマップの作成支援
- ④ 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- ⑤ 津波防災ステーションの整備
- ⑥ 避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦ 避難用通路の設置

※下線部について拡充



潮位計等の観測施設の整備



データ収集・処理・伝達システムの整備



沿岸監視カメラ・越波情報提供システムの整備

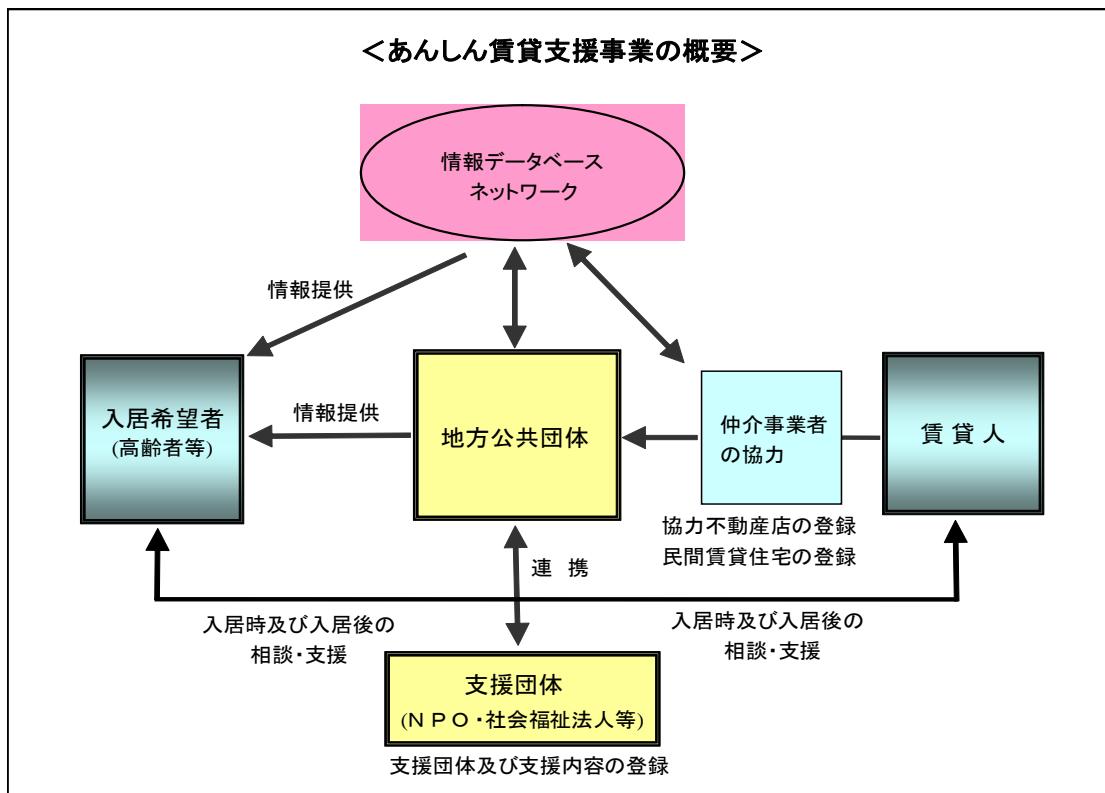
あんしん賃貸支援事業

1. 目的

民間賃貸住宅市場を活用して、住宅セーフティネット機能の向上を図る。

2. 施策概要 等

地方公共団体、支援団体（NPO・社会福祉法人等）、仲介事業者等と連携して、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の登録や居住に関する各種サポート等を行うことにより、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する。



基本的な施策2.7 (厚生労働省、国土交通省)

離職者の居住安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用

1. 目的

厳しい経済状況の下で離職者の居住の安定確保を図るため、雇用施策との連携の下に住宅施策を総合的に実施する。

2. 施策概要

- (1) 地方公共団体が管理する公的賃貸住宅の空き家の活用が円滑に図られるよう、本来の入居対象者以外の離職者に利用させる場合の手続きを簡素化。
- (2) 独立行政法人都市再生機構の比較的低廉な家賃の空き家を定期借家制度の活用により更に低廉な家賃で賃貸できるよう措置。
- (3) 離職退去者が活用可能な公的賃貸住宅に関する情報がハローワークにおいて共有され、ワンストップサービス機能が強化されるよう措置するとともに、都道府県住宅担当部局に対し、都道府県労働局及びハローワークとの連携強化に関し特段の配慮を要請するなど、住宅施策と雇用施策の連携を強化。
- (4) 民間賃貸住宅に入居する者の未払い家賃等の債務を高齢者居住支援センターが保証する家賃債務保証制度の対象に「離職者」を追加。

3. 実績

平成22年3月19日(金)

	合計	公営	改良	地優賃	公社	UR
供給決定戸数	7,135	4,465	112	202	293	2,063
入居決定戸数	3,310	2,769	80	64	161	236
入居決定人数	5,469	4,540	114	119	351	345

※入居決定戸数・人数は、供給決定戸数のうち入居を決定した戸数・人数であり、実際に入居した戸数・人数ではない。

※戸数・人数は累計。

※URについては、予約戸数及び人数を含む。

(内訳)

公営：公営住宅

改良：住宅地区改良事業により整備された住宅

地優賃：特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住

公社：地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅

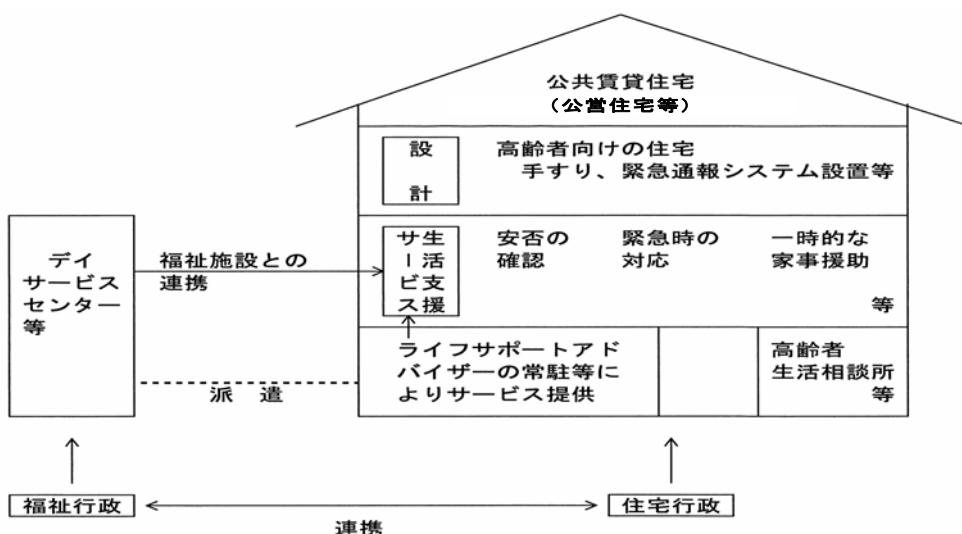
UR：URが供給する賃貸住宅

シルバーハウジング・プロジェクト

1. 概要

高齢者の世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援するため、福祉施策と住宅施策の密接な連携の下に、高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計を行うとともに福祉サービスが適切に受けられるよう十分に配慮された住宅の供給を推進することにより、高齢者の居住の安定と社会福祉の増進に資することを目的とする。

2. 制度概要 (概念図)



入居対象者

- ・高齢者単身世帯（60歳以上）又は高齢者夫婦世帯（夫婦いずれか一方が60歳以上であれば足りる）等
- ・障害者単身世帯又は障害者とその配偶者からなる世帯等（事業主体の長が住宅需要を鑑み特に必要と認める場合に限る。）

3. 助成措置

(1) 建設費等に対する助成

高齢者の利用に配慮した設備・仕様に必要な工事費等に対する助成（公営住宅等を対象）

(2) ライフサポートアドバイザー（生活補助員）関連の助成（厚生労働省で実施）

　　ライフサポートアドバイザー（生活補助員）の人件費について助成を行う。

（関連ホームページ）

シルバーハウジング・プロジェクト

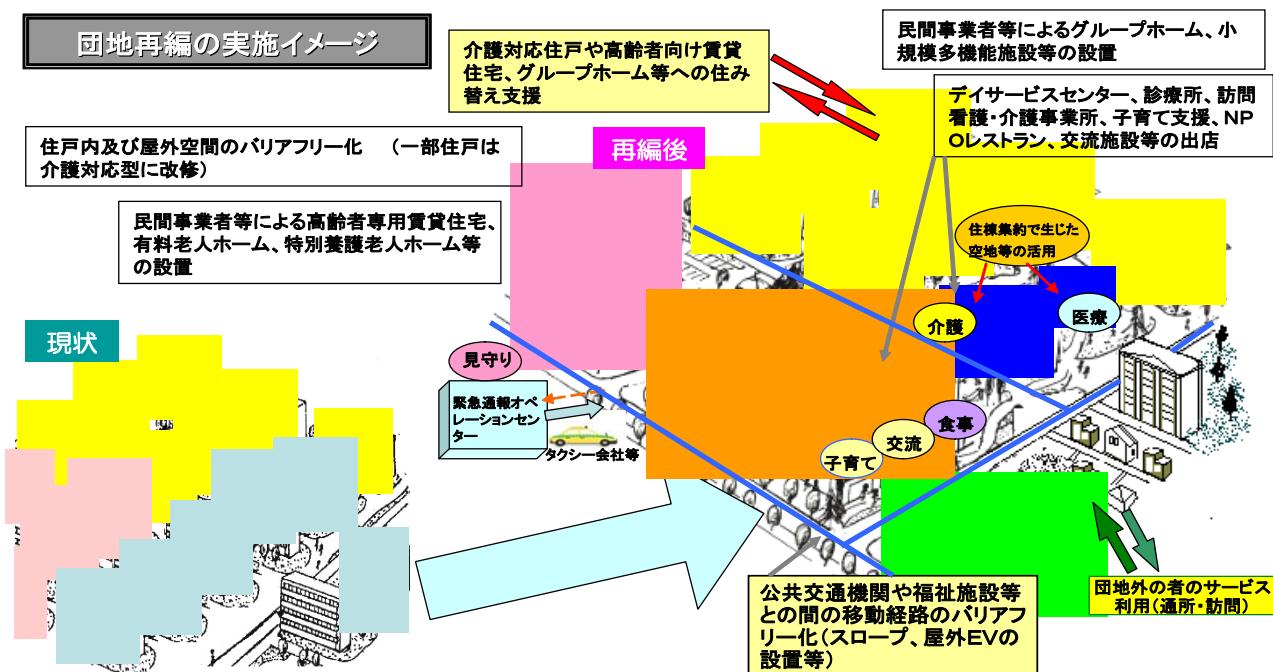
http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_02_05.html

安心住空間創出プロジェクト

1. 目的

厚生労働省施策と連携し、高齢者等ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公営住宅団地やUR都市機構賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する。

2. 施策概要



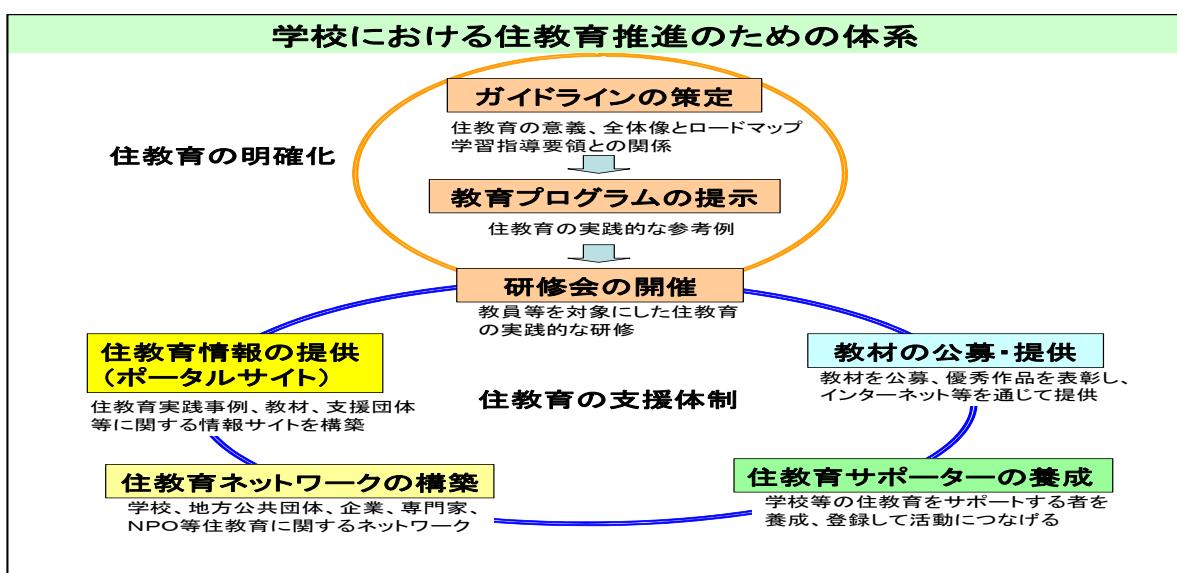
住教育の推進

1. 住教育の概要

住生活基本法（平成18年法律第61号）第7条第3項において、国及び地方公共団体の責務として、住生活の安定向上の促進に関する国民の理解・協力を促す教育活動・広報活動の実施が位置付けられている。

これを受け、国民が真に豊かさを実感できる社会の実現のために、「住」について考える機会や住教育を受ける機会を増やし、その内容の充実を図っているところである。

特に、「次世代に継承される良好な住宅ストックと、居住環境の形成に寄与する『住まい手』の育成」を想定した場合、次世代を担うべき子どもたちを対象とした住教育への取組が極めて重要であるとの視点から、「学校」における住教育をまず念頭において進めているところである。



2. 具体的な取組

平成19年度において、学校における住教育の効果的な推進を図るため、学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」を作成した。

平成20年度においては、「住教育ガイドライン」の入手方法や住教育に関する様々な情報取得の窓口サイトを立ち上げ、インターネットを活用した情報発信を行うとともに、文部科学省主催の「小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」（平成20年12月開催）において、「住教育ガイドライン」の配布を行うなど教育現場への普及を図った。

平成21年度においても、引き続き、学校における住教育の効果的な推進を図るため、インターネットを活用した情報発信等を通じ、教育現場への普及を促進した。

(関連ホームページ)

住まいの情報発信局（住宅の特集「住まいと暮らしの教育」）

<http://www.sumai-info.jp/jukyouiku/index.html>

建材・住宅設備産業取引ガイドライン

1. ガイドラインの構成

- (1) 建材・住宅設備産業取引の段階（見積、発注、受領支払等）ごとに①問題となる具体的行為事例、②関連法規の留意点及び望ましい取引慣行、③望ましい取引実例（ベストプラクティス）を提示している。
- (2) 本ガイドラインの策定にあたっては、親事業者及び下請事業者に対するアンケート調査やヒアリング調査からピックアップした具体的な事例をできるだけ掲載した。

2. ガイドラインの目的

- (1) 多層的、かつ多用な取引を含む建材・住宅設備産業取引を透明化し、市場における価格・品質・性能・サービスに基づく健全な競争を促すことによって、当該産業における研究開発・イノベーションを活性化させる。
- (2) 下請法等遵守の具体的な手引きをしめすことにより、業界全体のコンプライアンスを徹底するとともに、法令違反・社会的信用失墜行為を未然に防止する。
- (3) 親事業者・下請事業者双方にとって利益のある関係（“win-win”の関係）の構築を促す。

建材・住宅設備産業取引ガイドラインの概要

＜建材・住宅設備産業の取引の特徴と本ガイドラインの位置づけ＞

- 施主から部材メーカーに至るまで多層構造で複雑な流通経路を形成しており、上流の取引は下流に影響を及ぼす。
- 施工工事と密接に関わっており、取引・契約形態によって適用法律が異なるが、本ガイドラインは下請法及び独占禁止法を対象としている。

製造委託契約（企業規模要件等あり）
⇒ 下請法

建設工事を伴う契約
⇒ 建設業法

左記2つ以外を含め全般
⇒ 独占禁止法

➡ 建材・住宅設備産業の取引適正化を目指すためには、本ガイドラインの普及に加え、国土交通省が発表した「建設業法令遵守ガイドライン」を併せて活用することが必要。

＜ガイドラインの構成＞

- 取引段階ごと（見積～発注～発注変更～受領・返品・やり直し～支払等）に、①問題となる具体的行為事例、②関連法規の留意点及び望ましい取引慣行 ③望ましい取引実例（ベストプラクティス）を記載。

＜主な問題となる具体的行為事例＞

- 施主の要望で、頻繁に建材の仕様変更が繰り返されがちで、変更によるコストアップ分が下請事業者の負担となっている。
- 生産が終了した後も金型保管を求められる結果、廃棄できない多数の金型の保管コストが負担となっている。
- 建築現場の進捗に合わせるよう、親事業者からの多頻度小口配送要求が常態化しているが、配送にかかる費用は認められない。
- 原材料の値上げが請負金額に反映されない。

＜主なベストプラクティス＞

- 親事業者は、施主の希望を確認の上、下請事業者と建材のデザイン、色番等の仕様を決定している。
- 親事業者との協議の結果、当初の発注の際に、金物類等の部品用金型の保管年数、保管料等が契約に盛り込まれることになった。
- 親事業者が帰り便を活用して、下請事業者の倉庫に部材を引き取りに寄ることで、双方の物流コストの削減を実現した。
- 原材料価格に連動して、製品単価も変動するシステムを親事業者と決め導入した。

（関連ホームページ）

建材・住宅設備産業取引ガイドライン

<http://www.meti.go.jp/press/20080328006/20080328006.html>